

大 第 1 3 7 6 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会 会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

「第 3 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減
計画」について (送付)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

このたび、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づき、「第 3 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しましたので送付します。

つきましては、貴団体構成員宛て周知くださるようお願いいたします。

【参考】千葉県ホームページ

○「第 3 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定
について

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/sakugen/sakugenkeikaku3.html>

担当

千葉県環境生活部大気保全課

自動車環境対策班

電 話 043-223-3810

メール car-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp